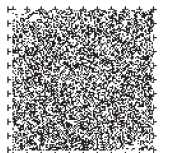


第6章 計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 庁内連携の強化

地域福祉及び福祉のまちづくりは様々な分野に関係しており、課題も複合化しています。課題を解決し、取組を推進するため、庁内関係部署との横断的な連携の強化を図ります。

(2) 地域、国・東京都との協働・連携

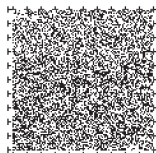
市民、民生委員・児童委員、自治会・町会等の地縁組織、様々な市民活動団体及び社会福祉法人等の事業者並びに国・東京都の関係機関と、協働・連携して地域福祉及び福祉のまちづくりを推進します。

その中でも、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とは、本市の地域福祉の推進という共通の理念のもと、整合性を図り取組を進めます。

(3) 計画及び事業内容の周知

本計画を推進していく上で、本市の課題や本計画の目指す理念等について、市民、活動団体、関係機関、事業者等に共通認識を持ってもらうことが必要です。

そのため、市の広報やホームページなどを通じて、本計画を広く市民に周知していきます。



2 計画の進行管理

本計画の推進のため、引き続き、市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される「福祉のまちづくり推進審議会」において、事業の取組実績等を報告し、計画の進捗状況について評価を行います。

計画の進捗状況や本計画に影響を及ぼす事由が発生した際には、必要に応じて、本計画の変更や事業の見直し等を実施します。

図表6-1 PDCAサイクルの図

